

# 養育費履行確保と改正民事執行法

## ～離婚後の親子関係の再構築という視点から～

岡山県司法書士会  
司法書士 岩田 豪

### 一 離婚と子どもに関する現状

#### 1. 離婚の概況

- ☆婚姻件数 59万9,007組
- ☆離婚件数 20万8,496件（厚労省「令和1年 人口動態統計 DB」より）
- ☆事件類型別比率
  - 協議離婚 87.8%
  - 裁判離婚 12.1%
  - （うち調停離婚 9.7%。和解や判決離婚は各1%ほど）
- ☆親が離婚した未成年の子の数 11万8,664件

#### 2. 子どもの貧困問題

- ☆平成30年の貧困率（厚生労働省「令和1年国民生活基礎調査」より）
  - ・子どもの貧困率 13.5% 約7人に1人
  - ・ひとり親世帯の貧困率 48.1% 約2世帯に1世帯  
年間127万円未満の可処分所得しかない世帯の割合を貧困率という。
- ・生活意識 母子世帯 86.7%が苦しいと回答（全世帯だと54.4%）

☆ひとり親世帯の現状（平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果）

- ア、母親の就業率 81.8%
- イ、就労形態と就労収入
  - 正規の職員・従業員 44.2%
  - パート、アルバイト、派遣社員 48.4%
- 離婚母子世帯の母の年間就労収入 200万円（手当等を含めても243万円）
  - 100万円未満 20.9%
  - 100万円～200万円未満 35.6%
  - 200万円～300万円未満 23.0%
- 母子世帯の母の預貯金額 50万円未満が39.7%

### 3. 新型コロナウイルスの影響

☆収入減少による厳しい状態

「ひとり親家庭への新型コロナウイルス(COVID-19)の影響 8月食料支援アンケート分析」

実施期間：2020年8月3日～8月4日

調査主体：NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

回答数：2199人（うち、児童扶養手当受給者1825人）

<https://www.single-mama.com/topics/0827covid19-enq/>

#### 【調査結果より】

- ・児童扶養手当受給者中、収入減57%、収入が0円になったのが13%  
→休業や勤務時間の減少による収入減。非正規雇用の多さが影響し、困難が深化している
- ・子どもが残したご飯を食べる。残らないと水分のみ。1日2食。フードバンク利用。  
家庭菜園やいただきものの野菜でしのぐ。エアコン1部屋のみ又はかけない。  
お風呂は一日おき etc の切実な声

### 4. 養育費の現状（平成28年度全国ひとり親世帯等調査など）

資料1

☆養育費の取り決め（母子世帯）

取り決めあり 42.9%

（そのうち書面で取り決め73.3% 書面以外26.3%）

☆支払いを受けているか

現在も支払いを受けている	24.3%	※取決めありだと、53.3%
支払いを受けたことがある	15.5%	
支払いを受けたことがない	56.0%	

⇒アフターコロナを見据えて継続的な養育費の支払い確保は重要。

ただし、義務者の生活困窮も想定され、持続可能な形を模索する必要がある。

### 5. 離婚事件と法律家の関与状況

☆婚姻関係事件の代理人の関与状況（R1最高裁「裁判の迅速化に係る検証結果第8回」）

25.9%（申立人のみ） 25.8%（双方代理人）

5.0%（相手方のみ） 43.3%（代理人なし）

※遺産分割は、代理人なしは2割。

☆相談相手

（母子世帯）離婚の際、もしくはその後に相談した	51.2%
内訳	
親族	47.7%
家庭裁判所	17.1%
弁護士	15.7%

## 6. 我が国における制度改善の動き

法務省 養育費不払い解消に向けた検討会議

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00101.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00101.html)

⇒運用上の対応を中心とした、中間とりまとめ発表（令和2年9月9日）**資料1-2**

法制審議会 家族法制部会にて離婚、養育費に関する審議（令和3年3月～）

[http://www.moj.go.jp/shingil/housei02\\_003007](http://www.moj.go.jp/shingil/housei02_003007)

## 二 離婚事件の注意点

### 1. 業務として司法書士ができることに取り組む

#### 家事事件としての裁判書類作成業務

平成26年の大阪高裁判決によれば

- ・依頼者の意向を聴取した上、それを法律的に整序することに限られる。
- ・裁量的判断に基づく事務処理や委任者に代わっての実質的な意思決定はNG
- ・相手方と直接交渉することもNG

※「権限の大小に関わらず、善管注意義務として、事案に即して依頼者の正当な利益を最大限確保するために最も適切・妥当な事務処理を行う義務を負うというべきであり、当事者の意向いかに関わらず、法律専門職として最善の手続きについて説明・助言すべき義務があるというべきである。その上で、当事者があえて自らの選択で他の手続きを選ぶのであれば、それは自己の責任であるが、そのような説明・助言をすることなく、委任者が一定の意向を有するからといって、それに対応する事務処理を単に行うだけでは足りないというべきである。なぜなら、委任者はそもそも高度な専門的知識を必要とする状況下にあるからこそ、その状況を的確に把握し、問題点・解決方法を得るために法律専門職に一定の委任事務を委任しているのであり、法律専門職が適切な説明・助言をしないまま本人に意思決定をさせた場合、委任の趣旨に反するからである」（参考書籍 「再考 司法書士の訴訟実務 日本司法書士会連合会編」）

◇依頼者の自己決定をサポートする本人支援業務

◇依頼者の個性や能力の見極めが重要

⇒説明、助言、依頼者による選択が重要

### 2. 相談、受任にあたり気をつけること

#### ①感情面に配慮

相談者は精神的ダメージで、心療内科やカウンセリングに通っているケースもある。

相談を受ける側の何気ない一言により、傷つけ、相談者の信頼を失う可能性も高い。

相談を受ける際には、相談者の話を遮らず、じっくり聞く姿勢を要する。

特にDV被害者である場合は二次被害を与えないよう注意する。

#### ②信頼関係の構築を

③法律家として

誰のためにやるのか。依頼者？

④価値観の多様性を受け入れる

⑤依頼者の真意を見逃さない

⑥依頼者は、常に真実を語ってくれるとは限らない

依頼者が語る家庭内での出来事を裏付ける客観的な資料は乏しいことが多い。

傾聴を心掛ける一方で冷静に真実を見極める姿勢も必要。

### 3. その他の留意点

ひとり親世帯に関する福祉制度や子育て支援制度の基礎知識

資料2

生活保護と養育費との関係性 ⇒ 養育費は収入認定される

## 四 家庭裁判所における手続き（調停、審判、訴訟）

### 1. 家事事件手続法

#### (1) 家事事件の分類について

家事審判・家事調停の対象

- ・家事事件手続法別表

資料3

別表1…調停をすることができない事件、相手方がいない事件

**別表2…通常、まず調停による解決を目指す事件、相手方のある事件**

- ・調停前置主義の採否は審判対象事件か訴訟対象事件で判断する。  
(ただし、実際の運用では付調停により調停手続きが多く先行されている)
- ・離婚調停は一般調停事件だが、付随事項として別表第2事項を一緒に扱える。

#### (2) 手続き保障に関する規定（手続きの透明性の確保）

##### ①申立書写しの送付

資料4

⇒申立人の住所の秘匿について注意が必要。

例：申立書にはかつて相手と同居していた旧住所を記載。

裁判所には別途「連絡先等の届出書」にて実際の送付連絡先を届出る。

さらに上記届出書自体を「非開示扱い」にする。

##### ②記録の閲覧謄写（法47条3項）

(審判事件) 原則許可

- ・当事者から閲覧・謄写の許可申立があったときは、これを許可しなければならない。
- ・例外的に不許可事由を規定（未成年者の利益を害するおそれ、当事者もしくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ、その他事件関係者のプライバシーの配慮等）

(調停事件)

- ・許可申立が相当と認めるときに裁判所が許可する。

### (3) 利便性の向上を図るための諸制度

#### ・調停＝本人出頭の原則 (法258条準用、51条2項)

呼出しを受けた事件の関係人は、家事審判(調停)の手續の期日に出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

#### ・電話会議・テレビ会議システムの導入

当事者が遠隔地居住等の場合に利用。

電話会議システムは係属中の裁判所と当事者代理人事務所や一方当事者の住所地管轄の裁判所をつないで行う。

テレビ会議システムは裁判所同士をつないで行う。

**離婚や離縁調停事件は本システムを利用して調停成立できない。続行期日は可。**

→調停に代わる審判により終結させる場合がある

#### ・許可代理(兄弟、親族)あり。補佐人もあり。

### (4) 子どもの福祉への配慮に関する規定

#### ①未成年者の手續行為能力(法17条、民事訴訟法28条の準用)

原則：法定代理人＝親権者、未成年後見人

法定代理人がない場合は、特別代理人の選任(法19条)

例外：子の監護に関する事件等では意思能力を有する者＝手續行為能力有する者。

この場合、申立若しくは職権で、弁護士を代理人にすること可(法23条)

＝子の手續代理人

#### ②子の意見表明(法65条)

家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関する家事審判その他未成年である子(未成年被後見人を含む)が、その結果により影響を受ける家事事件の手續きについては、家庭裁判所は、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判するに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。(調停でも準用)

子の意思の反映の要請が強い事件については、**15歳以上の子の陳述**が必要。

例：子の監護に関する処分の審判、養子縁組の許可、特別養子縁組の離縁、親権喪失・親権停止・管理権喪失、親権者の指定又は変更

調査官の役割…親権や面会交流が争点となる場合などで活用。

監護状況(家の間取り、家族関係)、子どもの様子等を調査する。

調査官は、意見をまとめ、次回調停期日に出席し、報告。

これを当事者に示し、調停進行をしていく。自主解決のための判断材料。

## 2. 調停の流れ

### (1) 家事調停とは？

家庭裁判所内で行われる当事者間の話し合いである

特色…合意による解決

民間人の参加（調停委員）

簡易な手続き（法律を知らない人でも自ら利用することができる）

非公開の手続き（調停室）

### (2) 調停の進行

#### ①調停の進行役

調停委員会が行う

⇒裁判官（かつての家事審判官）1名 + 家事調停委員2名以上

その他、家事調停に携わる職員

裁判所書記官

家庭裁判所調査官：裁判官の命により、事実の調査を行い、関係人の家庭環境

その他の環境の調整を行うために必要があれば社会福祉

機関と連絡その他の措置をとる。

医務室の医師（精神科）

#### ②調停の申立

「事情説明書」「回答書」「意見書」等の提出

管轄は、**相手方の住所地を管轄する家庭裁判所**または合意管轄の家庭裁判所。

Cf. 審判は事件ごとに管轄が決まっている。例えば養育費は子の住所地管轄。

⇒相手が遠方の場合にどうするか？

#### ③期日

原則：別席調停

例外：初日の調停手続きの説明や期日の終わりの際の確認、次回までの検討事項等は同席の場合がある。不可の場合は予め申し出る。

#### ④調停の終了

##### i 成立

調停条項の作成

裁判官による調停条項の読み上げ…原則：同席

別表第2に掲げる事項…確定した家事審判と同一の効力を有し、給付条項については、調停調書が執行力のある債務名義と同一の効力を有し、執行文の付与を要しない。

それ以外の事項…確定判決と同一の効力を有する。執行文付与必要。

調停調書への住所の記載の確認

ii 不成立

合意が成立する見込みがない場合（出頭が全くない、主張の隔たりが大きい）  
成立した合意が相当でない場合  
自動的に審判移行する調停→**別表第2調停事件**  
2週間以内に訴訟提起すると、調停申立時の訴え提起とみなされる。

iii 取下げ

調停は原則、相手方の同意を得ずいつでも取下げ可能。  
ただし、調停成立（調書記載時）、不成立、しない措置、合意に相当する審判、  
調停に代わる審判がされた時は取下げ不可。

iv 調停をしない措置

申立があっても、事件の性質上調停をするのに適当でないと認められる場合  
当事者が不当な目的のみだりに調停を申し立てたと認められた場合  
実質的に調停手続きに入らないで、調停をしないものとして事件を終了させる

v 合意に相当する審判（法277条）

親子関係不存在確認、嫡出否認、認知、婚姻・離婚・養子縁組・離縁の取り消し  
や無効確認（＝特殊調停事件）については、当事者間の合意だけでは取り決める  
ことができない性質の事件であるので、当事者の合意だけでは成立せず、裁判官  
が調停委員の意見を聴いたうえ、必要な事実の調査をし、当事者の合意が正しい  
ものであると認めた場合に「審判」を行う。

vi 調停に代わる審判（法284条）…特殊調停以外のすべての調停事件で可能

調停が成立しない場合でも、裁判所が相当と認める場合、職権で、当事者双方の  
ために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、事件の解決のため必要な「審判」  
をすることができる。  
ex. 大筋で合意している、細かな部分で折り合えない、遠隔地居住等

## 四 私文書、公正証書による取り決め

### 1. 私文書（契約書による取り決め）

養育費では避けるべき。執行ができないため。どうしても、という場合にのみ。

ただし、過去の時点で養育費請求した証拠や、私文書を証拠として金銭請求訴訟を提  
起するなどの活用法もある。

### 2. 公正証書

#### （1）執行認諾条項

「債務者は、本証書記載の金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する旨  
陳述した」

## (2) 代理人による手続き

※費用節約等の観点から、最近は合意に達した後にあえて調停利用する例もある。

# 五 養育費取り決めの実務

## 1. 養育費とは？

未成熟子（≠未成年者）が独立の社会人として自立するまでに要するすべての費用  
⇒親の未成熟子に対する生活保持義務（自身の生活と同程度の生活を保障する義務。  
自身の生活費を確保して余力があれば負担するという性質のものではない）

根拠条文は民法766条「子の監護に要する費用の分担」で、請求権者は監護親  
Cf. 直系血族間の扶養義務（民法877条）として、子自身が請求権者という構成も可  
例：子どもが成人に達した学生の場合などで、877条構成で請求するケース

## 2. 養育費の定め方

### (1) 相手方と話し合いができる場合

- ア、公正証書（執行認諾文言付き）
- イ、調停

### (2) 相手方と話し合いができない場合

調停・審判

資料5

## 3. 養育費の算定方法

当事者が金額を提示したうえで話し合いを進め、状況により算定表を参考にする。

### ◎算定表とは？

当事者双方の収入をもとに簡易迅速に養育費が算定できるよう考えられたもの  
平成15年の発表以来、実務現場で利用されてきたが、令和1年12月23日に改定。  
「養育費・婚姻費用の算定に関する実証的研究」司法研修所編（裁判所HPに掲載あり）

### <算定表の考え方>

下記、計算式により算出される。

⇒ 義務者・権利者の基礎収入を認定 → 子の生活費の算定 → 養育費の算定

#### ①義務者・権利者の基礎収入の認定

基礎収入＝総収入×0.38～0.54（給与所得者の場合）

（旧算定表では0.34～0.42）

基礎収入＝総収入×0.48～0.61（自営業者の場合）

（旧算定表では0.47～0.52）



## ②子の生活費の算定

$$\text{子の生活費} = \text{義務者の基礎収入} \times \frac{62 \text{ or } 85 \text{ (子の指数)}}{100 + 62 \text{ or } 85 \text{ (義務者の指数 + 子の指数)}}$$

\*義務者の生活費指数を100とし、14歳までの子の生活費指数は62、15歳以上の子の生活費指数を85とする。(旧算定表は～14歳で55。15歳～90)

\*子が増える場合、分子・分母にそれぞれの指数を加算する

## ③養育費の算定

$$\text{義務者の養育費分担額} = \text{子の生活費} \times \frac{\text{義務者の基礎収入}}{\text{義務者の基礎収入} + \text{権利者の基礎収入}}$$

### <算定表の見方>

資料6

支払義務者の年収（縦軸）と権利者の年収（横軸）の線をそれぞれ伸ばし交差する部分の金額が義務者の負担すべき養育費の標準金額となる

但し、その金額は交差する点ではなく、その点を挟んだ上下各1～2万円の幅があることに注意する。

### ※年収の定め方

#### ①給与所得者の場合

源泉徴収票の「支払金額」（控除されていない金額・総額）を年収とする。

給与・賞与・一時金も含める。副業収入があれば加える。

#### ②自営業者の場合

確定申告書の「課税される所得金額」を年収とする。

実際に支出されていない費用（基礎控除、青色申告控除、専従者給与等）を加算する。

#### ③無収入の場合や収入資料が分からない場合

稼働環境にあるが働いていない場合等も。⇒賃金センサスで推定

### <算定表の注意点>

- ・簡易算定表の硬直的な運用により養育費が低額な傾向、実態に即していない旨の批判。  
⇒個別的事情を具体的に主張して、実態にあった金額で請求する姿勢も必要。
  - ・義務者が住宅ローンの負担ない家に居住している場合
  - ・義務者に莫大な遺産があり収入は少ないが、生活に余裕がある場合
- ・生活保護費や児童扶養手当、児童手当は権利者の年収に含めない。  
(逆にもらった養育費は、生活保護や児童扶養手当で収入認定される)
- ・権利者が専業主婦でも稼働能力ありとされて、パート収入の想定額で収入算定されることもあるので、働けない場合はその具体的事情を上申する。
- ・子に持病や障害があり、定期的な医療費支出がある場合は増額可能性あり。  
(定期支出のない発達障害症状のあるケースは認められづらい)
- ・義務者が子の生活費の一部を支払っている場合は減額可能性あり  
例：住宅ローン。ただし資産形成の側面から全額でなく2、3割程度が減額算定対象
- ・調停の現場では、毎月支出以外に、「進学、事故、病気等の特別出費は別途協議」と入れることが多い。

#### 4. 養育費の支払い期間や方法等について

始期：一般的には請求時点から（請求した事実が証明困難なら申立時から）

離婚調停なら離婚した月から

終期：一般的には子が成年に達する月まで。

Cf. 成年年齢引き下げ（2022年4月1日）後も、未成熟子という観点で考えるべし。

特段の認定がないケースでは、20歳までと解すべき（新算定表発表より）

改正前の取決めで「成年に達するまで」とあっても、20歳までと解釈する。

また、成年年齢引き下げ自体は終期を18歳に変更すべき事由にはあたらない。

※過去の養育費も合意成立や裁判所の裁量で認める場合あり

（要扶養状態や義務者の経済的余力に鑑みて、扶養可能状態にあった時（例：離婚時や送金しなくなった時等）から認める審判例もある）

※一括払いは権利者の浪費や贈与税に注意。信託銀行の利用も検討する。

※公立小中高の教育費用は算定表に含まれる。私立学校や大学進学の入学金や学費又は支払い終期については、義務者の同意性、負担能力、学歴・社会的地位、子の進学意欲、権利者や子の学費や生活費の調達能力などから個別に判断される。

#### 5. 事情変更への対応

一度、同意した内容を変更するのは大変。

ただし、事情変更があれば再度調停申し立てをすることができる。

（事情変更で主張すべき事項）

- ① 従来額の決定の際の基準とした事情に、**顕著かつ重要な変更**が生じたこと
- ② 前記①が従前の協議等の際に**予測し得なかったものであること**
- ③ 従来額が実情に適合せず不合理であること
- ④ 変更すべき額

（例）

- ・ 父母の失業、親や子の病気けがによる長期入院
- ・ 物価の急激な上昇、貨幣価値の急激な変動
- ・ 義務者が再婚し、扶養家族が増えた場合
- ・ 権利者の収入が大きく増加した場合
- ・ 権利者が再婚し、経済力が増した場合や再婚相手と子どもが養子縁組をした場合  
⇒免除にせず、少額でも子どもとの関わり維持を図ることも必要。

※増額請求の場合、上記事情に合致するだけでなく、義務者に増額に応ずるだけの経済的余力が必要となる。

※養育費を請求しない合意が夫婦間であっても、子ども自身の扶養料請求権を奪うこと

はできず、また子の福祉を害する特段の事情があり、合意後の事情変更があれば養育費分担請求をすることができる。

※令和元年12月の新算定表公表自体のみをもって、事情変更には当たらない。

※コロナウィルスの影響による収入減少は？

## 六 養育費の履行確保策（債権執行を中心に）

### 1. 履行の確保

#### （1）家庭裁判所による履行確保

##### ①履行勧告（人訴法38条1項、4項）

審判や調停で定められた義務を履行しない者に、権利者の申立てにより裁判所が履行を勧告する制度（財産上の請求に限られないので、面会交流にも使える）。

申立て費用は無料。口頭で申立て可能（電話でも可能）。

強制力はないが「裁判所からの勧告」という意味で一定の心理的効果あり。

##### ②履行命令（人訴法39条1項、3項）

履行すべき義務者に対し、履行を命じる制度（財産上の給付に限定）。

従わない場合、10万円以下の過料。

印紙代500円。義務者審問あり。事実上機能していない。

##### ③裁判所統計から（令和元年司法統計）

履行勧告 全国 14,117 件 秋田 92 件

金銭債務に関する履行勧告 全国総数 12,003 件のうち

全部履行 4,498 件 一部履行 1,765 件 履行状況不詳その他 5,740 件

履行命令 全国 79 件 秋田 0 件

全国総数 87 件のうち、発令 37 件 却下 10 件 取下げ 32 件

#### （2）民事執行法による強制執行

##### ①債権執行（給与・預金口座・解約返戻金 など）

管轄：相手方住所地管轄の地方裁判所

上記が不明な場合は、差し押さえたい債権の所在地（例：給料差押えの場合は債務者の勤務する会社の所在地、預金の差押えの場合はその銀行の所在地を管轄する地方裁判所）

流れ：申立て（陳述催告の申立ても同時）⇒ 差押命令発令

⇒ 第三債務者に送達（効力発生） ⇒ 債務者送達 ⇒ 1週間で取立可能（4週間）

必要書類：申立書（表紙・当事者目録・請求債権目録・差押債権目録）

※債権者にて送達場所と送達受取人の指定が可能

#### 債務名義の正本

執行文が必要なもの：公正証書、判決、和解調書

執行文が不要なもの：家事調停調書（ただし、解決金や慰謝料もあわせて請求する時は執行文必要）

家事審判書（確定証明書要）

※正本紛失している場合、再度申請には理由書が必要。

また、債務名義の再度付与になるので、債務者に再発行の旨通知。

送達証明書（債務名義の正本又は謄本が債務者に送達されたこと）

※条件成就執行文や承継執行文が付与された場合は執行文及びその証明のために提出した文書の謄本も送達しておく必要あり。

資格証明書（当事者、第三債務者が会社や法人の場合）

戸籍謄本や住民票（当事者の氏名住所に変更ある場合）

収入印紙（債権者1人、債務者1人、債務名義1通で第三債務者の数に関わらず4,000円）

郵便切手（事前に裁判所に確認）

#### ア、特徴

・給料その他の継続的給付に係る債権差押えの効力は、請求債権と執行費用を限度として、差押え後に受けるべき給付に及ぶ（民執151条）

・養育費その他の扶養義務等に係る定期金債権で、一部に不履行があれば、まだ確定期限が到来していない（将来の養育費）についても、各養育費について確定期限の到来後に弁済期が到来する給料その他継続的給付に係る債権に限り、差押えが可能。（民執151条の2）

・差押禁止範囲の縮小（民執152条3項）

**資料7**

一般債権（4分の1まで）と異なり、養育費の差押は相手方の給与（税金等を控除した残額）の2分の1までできる。

#### イ、注意点

- ・預貯金は銀行名と支店名まで特定が必要（ゆうちょ銀行は貯金事務センター）
- ・複数店舗の場合、支店ごとの割付が必要（超過差押えの禁止）

例：請求債権 100万円

差押債権目録 A支店30万円 / B支店20万円 / C支店50万円

実際の残高 A支店0円 / B支店100万円 / C支店0円  
⇒結果的に、B支店から20万円のみ取立てられるのみ。

- ・勤務先の特定（所在や商号）が必要。勤務場所ではなく雇用先。
- ・預貯金差押で、債務者に銀行借入れがあると、第三債務者に相殺されうる。
- ・取り立てたら、一部でも取立て届を提出する。給与は継続的に要提出。
- ・請求債権の一部のみ取立てて事件継続の必要ないときは、取立て済以外の残余につき取り下げて、債務名義の還付を受ける。
- ・調書や送達証明申請や執行申立書の住所秘匿の工夫が必要な場合あり。

## ウ、転付命令

- ・支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令  
⇒転付命令の第三債務者送達時に他の債権者の競合がなく、確定すると、転付命令が第三債務者に送達された時に遡って、請求債権及び執行費用は、被転付債権が存在する限りで、券面額で弁済されたものとみなされる。

※預貯金債権は第三債務者の無資力の危険性が低いので活用される。

※特に定期預金は満期前解約の問題から、転付命令の検討価値あり

## エ、不服申立て手続

- 実体的な権利関係に執行手続きが合わないとき（不当執行）  
（債務名義に表示された権利の消滅、差押え物件が債務者のものでない等）  
⇒請求異議の訴え（民執35条）、第三者異議の訴え（民執38条）
- 執行手続きが法令に定めた手続に合わないとき（違法執行）  
（債務名義がないのに執行開始等）  
⇒執行抗告（特別の定めがあるときにのみ）、執行異議

### 執行抗告（民執10条1項）

- ・裁判の告知を受けてから1週間の不変期間内に抗告状を原裁判所に提出
- ・抗告状に理由を記載しなかったときは、抗告状提出から1週間以内に、理由書を原裁判所に提出する。
- ・原裁判所で審査後、却下されなければ抗告裁判所で審査。
- ・**執行抗告の裁判が効力を生じるまでの間、抗告裁判所又は原裁判所は、執行停止や続行を命ずることができる（職権のみ）。**  
⇒取立権は差押命令の確定が要件でないため、執行抗告があっても取立て可。  
差押による取立てを止めるには、執行停止決定を得たうえで、執行停止書面（民執39条）として提出する必要がある。（執行抗告だけでは足りない）

※転付命令の執行抗告について

- ・執行停止決定正本、弁済証書、弁済猶予証書を提出したことを理由として執

行抗告ができる。そして、執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しなければならない。

⇒執行停止文書の提出をして取立権行使を阻止するとともに、執行抗告で確定を阻止する必要がある。

## ②間接強制（民執167条の15、同条の16）

一定の期間内に履行しなければその債務とは別に間接強制金を課す。

結局、間接強制をしても、相手が支払わなければ直接強制になることに注意。

債務者が自営業者や無職、財産不明の場合などは効果的な場合あり。

ただし、支払い能力を欠いていたり、債務者の生活が著しく逼迫するときは不可

管轄：ア 和解・調停調書が成立した裁判所

イ 債務名義が金銭の支払いを命じる審判である時は第1審の家庭裁判所

ウ 公正証書のときは債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

## 2. 民事執行法改正について（令和2年4月1日に施行）

資料8

### （1）財産開示手続の見直し

・申立権者の範囲の拡大（執行力ある債務名義正本あればOK）

仮執行宣言付判決、支払督促や公正証書により請求権を有する者も申立権者に。

・罰則の強化

（現行）30万円以下の過料

（改正後）刑事罰（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

### （2）債務者以外の第三者からの情報取得手続の新設

A：金融機関から預貯金債権（支店・種別・口座番号・残高）、上場株式、国債等（銘柄・額又は数）に関する情報を取得

B：法務局から土地建物に関する所有権情報を取得（R3.5.1から）

第三債務者は東京法務局

C：市町村、日本年金機構等から給与債権に関する情報（支払者の住所氏名）取得（ただし養育費等の債権や生命・身体への侵害による損害賠償請求権に限定）

（開始要件）

※執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者で、下記のいずれかに該当

1、強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

※債権執行で直接取立てを行っている場合は該当しない運用

2、知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済

を得られないことの疎明があつたとき。

※自ら実行した強制執行が不奏功に終わったことは疎明資料の一つになる。

※実際に何らかの強制執行等を実施することは要件でない。

(注意点)

※B・Cの申立は財産開示手続を先に実施して、3年以内に限りすることができる。

※B・Cの認容決定は債務者に送達され、執行抗告可。確定して効力発生。

※Aの認容決定は債務者に送達されず、却下裁判に対してのみ執行抗告可。

※A申立時には、銀行は申立人で選択する必要あり。

※B申立時には、不動産の範囲を指定する必要あるが、「全国」指定が可能に。

(申立てや手続きについて)

資料9-1

資料9-2

- ・管轄は債務者の普通裁判籍の所在地管轄の地裁。該当ないときは情報提供命じられる者の所在地管轄の地裁。
- ・情報提供命令の送付先はゆうちょ銀行は貯金事務センター。その他は銀行本店
- ・当事者目録の債務者には、フリガナ、生年月日、性別、旧住所や旧氏名などの情報をできる限り記載する。
- ・添付書類は債権執行に類似。請求債権の記載も同様だが、附帯請求（遅延損害金等）は「〇年〇月〇日から支払済みまで」でOK。
- ・添付書類中、重要なのは財産調査結果報告書。様々な種類の財産調査について記載。

※A・B・Cいずれも情報提供がされたときは、申立人に情報提供書類の写しが送付され、かつ、債務者に対し情報提供がされた旨の通知がされる ←実効性を失わせる？

⇒預貯金の場合、申立人が債権差押命令の手続きをとる時間を考慮し、債務者に対する通知は、当該事件の最後の第三者から裁判所に情報提供されてから1か月が経過したものについて、事件ごとに1回通知される運用のよう。

(3) 差押禁止債権の範囲変更について

- ・執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前条の規定により差し押さえてはならない債権の部分（給与等のうち差押禁止部分）について差押命令を発することができる（民執153条1項）

例：預貯金差押えの範囲を縮減。給与差押え範囲を縮減拡張。

※今回の改正で、裁判所書記官は、差押命令送達時に、債務者に差押禁止債権の範囲変更制度の教示をしなければならないことになった。

- ・給与振込み直後の預貯金全額差押に対して、預金の実体が給与の差押禁止債権であ

ることを立証して、範囲変更申立てをすることができる。

- ・取立て完了後や転付命令の確定後は申立の余地がなくなるため、**1週間以内が勝負**。
- ・実務上、相手方に書面審尋をして、双方の意見と証拠資料をもとに、「債務者の生活状況、家族構成、生活費、債務者を含めた家族全体の収入や支出、資産等」「債権者の生活や営業状態、収入や支出、資産等、請求債権額等」「債務者の誠実性、任意履行の意思等」を比較衡量して判断する。
- ・「現在の一般的な生活水準に比較して、債務者が差押えによって著しい支障を生じない程度 **の生活水準を確保し得るか否か**」がポイント。

※範囲変更の裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に対し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる（職権）。

⇒債務者が生活困窮の場合等には、早期の範囲変更申立て＋仮の支払禁止命令（職権発動を求める）＋執行停止文書の提出が重要

⇒さらに転付命令の場合は、上記に加えて、仮の支払禁止命令発令を理由とする執行抗告が必要になる。

#### （４）取立て可能時期について

原則、債務者への差押命令送達から**1週間**経過すれば取立可能（民執155条1項）

（以下、改正ポイント）

- ・差押債権が**給与退職金等**の場合は**4週間**経過しないと取立できないことになった。  
上記の差押禁止債権の範囲変更申立ての準備期間を与える趣旨。  
c. f. 預貯金の取立は原則どおり1週間で可能。
- ・ただし、**給与等差押え**の場合でも、請求債権が**養育費等**なら原則通り1週間で取立可能なことに注意。

## 七 事例紹介



## 八 面会交流実務のポイント

### 1. 面会交流の意義や必要性

#### (1) 面会交流とは

別居後又は離婚後に、子どもと離れて暮らしている親（別居親・非監護親）が子どもと面談又は間接的な交流をして、会話や遊びを通じて親子の交流をすること。

#### 民法第766条

- 1 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
- 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。
- 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。
- 4 前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

#### (2) 面会交流は何のために必要なのか

- ・父母の離婚での深い悲しみや喪失感を和らげる。
- ・離婚後も両親からの愛情や情緒的つながりを持ち続けることで、「どちらからも愛されている。大切にされている」と安心感をもてる。
- ・愛着形成のやり直しのため。

☆子ども自身のアイデンティティの確立のため。子どもが、等身大の親を、客観的に理解する機会を確保するため。

「子自身の目や耳で両親という人間を理解し、自分のルーツを知り、それが自我の形成につながっていく」

☆親の離婚と子ども自身の人生を切り分けて、子どもが前を向いていくため。

<親の離婚から子どもが自立するための三要素>

- ⇒ **自己認識** ルーツを知り自己認識を高める  
**自己肯定** 親は離婚したけれど、これでいいんだと思える  
**自己決定** 親との今後の関係を自分で決める

※面会交流の**効果**として

- ・別居親も親としての学び直しや人間的成長につながる。
- ・同居親は子育てを別居親と一部分担することで、自分だけの時間を確保したり、別居親の助けで思春期の子どもの悩みに対処できる面もある。

- ・子どもの見守りという側面。同居親の無関心や困窮、不健全養育などをチェックすることで、親権者変更等の緊急事態への対応ができることもある。  
(決して監視が目的ではないことに注意)

⇒子どもは面会交流の実施を自ら確保しづらい。子自身が判断できる日まで、大人が面会交流の機会を安全安心に確保し続ける必要がある。

※児童の権利に関する条約 9条3項 (平成6年日本国批准)

「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」

### (3) 母子世帯の現状 (平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果より)

資料1

取り決めあり 24.1%  
(判決、調停調書や公正証書によるものは、その内96.6%)

取り決めをしていない理由

相手と関わりたくない	25.0%
取り決めをしなくても交流できる	18.9%
相手が希望しない	13.6%
子どもが会いたがらない	7.3%
相手の養育費不払い	6.3%

現在も面会交流を行っている	29.8%	※取決めありだと、53.1%
面会交流を行ったことがある	19.1%	
面会交流を行ったことがない	46.3%	

実施頻度

月2回以上	13.1%
月1回以上2回未満	23.1%
2～3か月に1回以上	15.8%
4～6か月に1回以上	15.9%

### ※養育費と面会交流の相関関係について

資料10

### (4) 家庭裁判所の考え方

「家の子」⇒「親権者父が主流」⇒「高度経済成長で核家族化、夫婦の子へ」  
⇒「子の権利や福祉といった視点」⇒「親権者母が多くなり、別居親父が増える」

⇒徐々に面接交渉権が定着してきた。

⇒平成23年民法766条改正

ある以前の事例から（東京高裁昭40.12.8決定）

別居時から離婚迄は長男（6歳）を監護していた母（別居親）が、離婚後に親権者となった父の再婚家庭で暮らす長男との面会を求めた事例（認容審判の原審は、我が国最初の本格的な面接交渉審判として、沼邊審判の名称で著名）

⇒原審判取消。再婚家庭での子の養育環境安定を優先して、申立却下。

「離婚の際、父に長男の監護を託した限りは、父の親権及び監護権を尊重し、長男が成人して自ら条理を弁えるようになるまで面接を避け、蔭から長男の健全な成長を祈っていることが長男を幸せにすることになる。長男のことが気にかかるときは人を通じてその様子を聞くなり、密かに長男の姿を垣間見て、その見聞した生長振りに満足すべきである。子のために自己の感情を抑制するのが母としての子に対する真の愛というべきである」



2000年代後半以降、家裁では子どもの福祉に反するなど特段の事情がない限り、面会交流を認める運用がなされている傾向にある。

<特段の事情>

連れ去りのおそれ、子への虐待のおそれ、DV等監護親への暴力 等

「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方—民法766条の改正を踏まえて—」（家月64巻7号1頁/平成24年）

⇒一部調停実務の現場で、上記論考が誤解？されて、「**原則的実施論**」として、禁止事項がない限り必ず面会交流しなければならないとの運用がされることが散見され、批判の対象になってきた。

⇒そこで、上記論考の趣旨を再確認し、これまでの適切な調停運用のモデルとして、「東京家庭裁判所における面会交流調停事件の運営方針の確認及び新たな運営モデルについて」（家庭の法と裁判No.26/2020.6/129頁）が発表された。

## <新たな運営モデルによる運用>

- ①ニュートラル・フラットな立場（先入観をもたず、ひたすら子の利益を最優先）
- ②まず、交流実施により子の利益に反する事情があるか否かを検討する。
  - ・安全（児童虐待、子の連れ去り、父母間のDV。最も優先度が高い）
  - ・子の状況（学校や家庭での生活状況、年齢、発達、心身状況、意向や心情）
  - ・親の状況（生活状況、心身状況、経済状況、交流についての考え方）
  - ・親子関係（別居前から現在までの両親と子の関係、これまでの交流状況）
  - ・親同士の関係（父母間の葛藤程度、子の面言言い争いの有無内容、係争状態）
  - ・環境（兄弟、再婚、親族）
  - ・その他の子をめぐり一切の事情
- ③上記事情がある場合
  - ・直接交流・さらには間接交流まで禁止する必要性の有無
  - ・期間を定めた禁止で足りるか？その期間はどのくらいか？
  - ・期間経過後の交流はどうするか？
- ④上記事情があるといえない場合（具体的な交流内容の検討）
  - ・直接交流か間接交流か
  - ・回数、頻度、日時、場所、方法、第三者機関の利用有無と形態、間接併用するか
  - ・間接交流の場合は、その内容や直接交流移行の時期や判断基準
  - ・当事者にとって、履行可能な内容か否か
- ⑤当事者の合意点が子の利益に反しない場合は、合意点を前提にし適正かつ迅速に。

⇒事案の実情に即した条件等を検討し、双方が面会交流の意義を理解納得した上で、合意することが、円滑な実施にもつながり、子どもの福祉に寄与する。  
丁寧な調停進行や後述の親ガイダンスなど、適切な調停運用を促す必要がある。

## 2. 現場の実情

### (1) 取決め後の実施における困難

離婚紛争による夫婦間の感情的対立の強さ。

⇒調停、審判、公正証書等で取り決めをしても、養育費などの交渉を有利にするために無理な合意をしたり、条件面での紛争をしてきた例が多い。

⇒成立後も葛藤が残り、履行に支障をきたす。履行局面での様々なハードルがある。

#### ①具体的な条件決定

<一般的な調停条項>

「母は父に対し、父が当事者間の子Aと月1回程度面会交流することを認め、その日時、場所及び方法等の具体的な内容については、子の福祉に慎重に配慮し、当事者双方が協議のうえこれを定める」

では、実際に履行しようとする・・・

< 履行のために取り決めるべき事項（例） >

- ・ 頻度（●か月に●回）
- ・ 1回あたりの時間
- ・ 費用負担（交通費やイベント代、支援機関代）
- ・ 受け渡し場所や方法、実施場所
- ・ 当事者間の連絡手段

- ・ 移動手段
- ・ 宿泊の可否
- ・ 代替日設定の有無
- ・ お土産の量や内容
- ・ プレゼントの可否
- ・ 写真や動画撮影の可否
- ・ 間接交流の場合の内容（手紙やメール、写真、プレゼント etc）
- ・ 別居親以外の同席の可否
- ・ 支援の有無や支援内容

②連絡調整（次の面会日をいつにするか？受け渡し場所をどこにするか？等）

③当日の交流実施（受け渡しや引き受け）

※離婚後も連絡を取り合うことの困難さゆえ、履行が滞る傾向にある。

※履行できても、親の相互不信や恐怖感を子どもが敏感に感じ取り、緊張した不安な面会となってしまい、楽しくない。

⇒長続きしない。大事なものは細々とでもよいから、継続すること。

※DVやモラハラ、相互不信が強い、同居親のトラウマが強い、葛藤が強い、安全確保が必要な場合などは、細部にわたる合意がされる。それでも自主的な実施が困難なときもある。

⇒第三者支援機関の利用を検討する。

(2) 第三者支援機関について

- ・ 安全安心かつ円滑で、子どもが楽しめる面会交流の実施を支援する  
（連絡調整・受け渡し・付き添い・間接交流）

- ・ 面会交流の具体的な条件面の取決めを調整する（連絡調整は細かい合意の繰り返し）

- ・ 支援期間も団体により様々（例：FPICは原則1年。長期支援の団体もあり）
- ・ 支援場所も専用のプレイルーム（見守りカメラ）や屋外、大規模商業施設など様々。
- ・ 一般的には2人1組で支援。学生ボランティアの活用も。

・ルール順守による安心と安全の確保

(例)

子ども中心の面会日程の調整。約束した日時は厳守する。  
普段のプレゼントは少額なものに。誕生日やクリスマスは事前相談。  
写真撮影は子どもが嫌がらなければOK。動画禁止。同居親の同意いる所も。  
面会中に携帯電話等で子どもに外部と通信させてはいけない  
面会中の禁酒禁煙  
相手親を誹謗中傷するようなことを言わない。  
同居親の生活状況を聞き出すような会話の禁止。  
子どもを伝言役に使わない。  
暴力暴言威圧的態度、連れ去りや企図、自宅や了承なしに学校保育園に現れるなどした場合は援助中止  
支援者の助言や指示には従う

・両親の葛藤を下げ関係性を再構築する。子どもの不安や悩みをケア

・子どもの利益を最優先し、父母に対しては中立な立場。

⇒最終的には「卒業」と呼ばれる自主的な面会交流の実施を目指す。

※日本には官民あわせて約60前後の団体がある。

(家裁や司法関係、同居親当事者、別居親当事者、子ども当事者、心理福祉関係…)

⇒参考：面会交流.com <http://menkaikouryu.fvsnet.org/index.html>

⇒著名なのは、公益社団法人家庭問題情報センター（略称 FPIC）

全国に12拠点（東京、大阪、名古屋、福岡、千葉、宇都宮、広島、松江、横浜、新潟、盛岡、松山）

※地域偏在、費用負担、人的組織的脆弱性、サービスの質の担保など課題は多い。

※費用負担については厚労省の助成事業を利用している自治体も一部あり **資料11**

※令和1年11月 面会交流支援全国協会の設立 <https://accsjapan.com/>

⇒支援団体の認証制度を創設。質の平準化担保、研修プログラムの提供、調査研究

### 3. 司法書士による支援の方法

#### (1) 合意形成支援（取決め支援）

約4割が婚姻関係事件で代理人なし⇒感情的、攻撃的な書類作成。はけ口の欠如。

⇒初期段階からの相談・受任を通して、書類作成業務としての適切な支援が必要。

(調停申立てや公正証書作成支援)

#### <面会交流調停の実務>

**資料12**

子の監護に関する処分事件（別表第2の3事件⇒不成立で審判自動移行）

別居中又は離婚後に、別居親が同居親に対して（逆もあり）申立てる。

管轄は、相手方住所地の家裁又は合意管轄。

(cf. 審判：子の住所地を管轄する家裁又は合意管轄)

- ・紛争の経緯、生活状況、別居親と子との従前の関係、これまでの交流状況、子の状況と意思、両親の面会への考えなどを聴取。
- ・当事者の争点を確認し、制限事由の有無や面会条件につき、事実の証拠を集める。
- ・審判移行後、すぐに審理終結しようとする裁判官が一部いる。  
⇒当事者の申出があれば、陳述聴取は審問期日で行うとされる（家事法 68 条）  
正式に申し出る対応が必要なこともある。

#### 支援現場の声より

「支援開始の条件である合意自体に納得感が得られていないため、スタートから不信感や不満が高まっているケースが多い」

⇒面会交流自体の可否、具体的内容・条件等に関する合意形成支援がポイント。

⇒両親が面会交流の意義や目的を理解納得し、子どもの気持ちに向き合えるようにサポートする姿勢、いわゆる親ガイダンス機能を備えた支援を目指す。

欧米では、親ガイダンス受講を裁判所が命令するなどして義務付け。

#### <親ガイダンスのポイント>

- ・親の離婚を経験する子どもの気持ちを理解する
- ・子どもの気持ちに向き合い、子どもにとって良好な離婚後の養育環境整備の大切さ、子どもの最善の利益の考え方を考え、父母が共通の認識をもつことを目標
- ・父母の視点を「**未来志向**」に転換させること。
- ・夫婦関係から親同士の関係へと認識を変えること。

※父母の主張や考え方を頭ごなしに否定せず、きちんと受け止めて理解すること。

（主張の背景や理由を理解することで解決の糸口になる）

※初期は当事者の気持ちに寄り添い、主張を共感的に聴くことが優先。親ガイダンスは一定の関係性が構築できてからのほうが効果的。

⇒各司法書士が相談や事件処理の中で、できる範囲から親ガイダンスを取り入れていってほしい。また、司法書士会の相談会と各種団体のプログラムを組み合わせるなど連携もよいと思われる。下記に一例を挙げているので参考にされたい。

※相談現場などで相談者に渡せる親ガイダンス一覧資料

**資料 13**

#### <同居親への対応ポイント>

- ・抵抗感や不安感は自然。子への思いや責任感として評価する。
- ・父の実像を知る重要性。父像の変化の可能性を指摘。
- ・子どもの拒否や不安の訴えには、本音の推測や親依存、心の多層性の理解を。
- ・遭遇不安などの軽減する工夫を一緒に考える。

- ・子どもの前では、動揺しない覚悟。夫婦間紛争から子どもの引き離し。
- ・長期的展望で。初めからうまくはいかないもの。

#### <別居親への対応ポイント>

- ・長い断絶への怒りや同居親への不信など負の感情は淡々と聞く。
- ・「今」の子どもの状況を理解する。子どもの成長や変化をとらえる姿勢。
- ・子の忠誠葛藤を理解する。両親のはざまで揺れ動く子どもの気持ち
- ・時間をかけてでも、継続を図ることが大事。最初から過大な要求はマイナス。
- ・ゆっくりと親になり直すイメージ。長期的展望にたつ必要性。

#### <その他>

- ・調停早期のタイミングで家庭裁判所調査官により、子どもの心情や意思を丁寧に把握して、調停の場で報告させ、両親が共有することも大切になる。
- ・子の意見聴取は、例として、下記のような手順で行う。
  - ①当事者双方からの聴取（生活状況や親との関係もふまえて）
  - ②認識齟齬あるような場合、調査官調査を検討。幼少期は言語表現が未熟なため、監護状況調査から推測する。学童期以降は心情聴取や意向確認も行う。
- ・場合によっては、裁判所プレイルームでの試行的面会交流も取り入れてみる。
- ・第三者支援が必要なケースは、合意形成前に支援団体に相談したり、支援付面会を経たうえで、アドバイスを踏まえて合意したほうがよい（FPICは事前面談制）。また、調書に記載する場合、支援団体のルール順守することを明記する。
- ・子供の成長に伴う変化や、両親の葛藤の低減などにより、一度決めた合意も変化し続けていく。「変化し続けるプロセスとしての合意形成」という視点のもと、変更合意書類の作成や再調停など、長期的な支援が必要。
- ・面会交流審判にて、日時又は頻度、各回の時間の長さ、子の引渡し方法等が具体的に定められていて、同居親がすべき給付の特定に欠けるところがない場合は、**間接強制決定**ができる（最決平 25.3.28 判時 2191.39）
  - ⇒しかし、強制力をもって履行させることが、その後の継続した親子関係、親関係の構築に効果的かは検討の余地あり。
- ・不履行の際には、履行勧告や再度調停なども選択肢に。

## (2) 実施の支援

ノウハウがない中で個人として実施支援は慎重に。

既存団体の支援員として実施現場に立ち会う。支援団体立ち上げの後押し。



面談場所や受け渡し場所として、各事務所や司法書士会館などを提供する。  
⇒まずは、地元の支援団体とつながりを持つところから始めよう。

### (3) 面会交流ADRの可能性

- ・強制力をもった履行がそぐわず、両当事者の納得感ある合意と誠実な履行が特に重要な面会交流はADRに適性ある事件といえる。
- ・また、子の成長や事情変更で、変化しつづける合意内容に柔軟に対応する要請も。
- ・一定の支援実施後の自立実施に向けた合意としての活用場面も。

## 4. 困難ケースと対応法（一例）

### (1) DVの主張

- ・身体的暴力に加え、暴言や心理的虐待、モラハラも。
- ・面前DVは子への虐待。子の脳へのダメージが大きいとされる。また、同居親の恐怖感やストレスは大きく、DVの程度（内容や子への直接暴力の有無、期間、子や同居親の症状、別居後の様子 etc）や子の意向、実施する場合の第三者支援の関与や心理的ケアの先行などを総合的に検討したうえで、面会交流の可否を決める。
- ・家裁調査官の調査や、児童精神科の医師や臨床心理士の意見を求める。
- ・同居親や子の心理的プログラムを先行したり、最初は間接交流からスタートするなどの長期的視野での対応も必要。イギリスではDVにはまず治療プログラム実施。
- ・ルール厳守による面会交流の積み重ね、子どもとの関係改善とともに、攻撃的態度やDVの主張は終息する傾向があるとの支援団体の報告あり。
- ・同居親の接近遭遇の回避や、安全安心を大前提とした成功体験の積み重ねで、不安と現実の区別がつくようになっていく（一種のPTSDのエクスポージャー療法）。また、同居親の子育てを褒めることで自尊心回復をサポートする。

**※大前提は安心安全の確保！**

### (2) 子どもの拒否

- ・子どもの「会いたくない」の言葉の背景をよく確認することが大事。  
⇒子どもからしっかり話をきいて、背景の障害を両親が取り除くよう努力する。

- ・年齢による違いがある傾向。

乳児期：しがみつき。そもそも乳児だと母親の援助が不可欠なことも。

父母同席などで対応するが、復縁願望の惹起に注意。

幼児期：同居親の感情の刷り込み。忠誠葛藤などの影響。

学童期：拒否の背景を探る。交流の方法などの不満や希望を聞くなど。

同居親との強い結びつきで強い敵意を示すことも。

- ・「初回交流への拒否＝会いたくない」とは限らない。会いたい交流時の振る舞いに不安があるというケースもある。
  - ・同居親の態度が子へのストレスになっていることも。楽しく送り出し、帰宅後は面会の様子を聞かないなどの配慮が必要。同居親への親ガイダンスも有効。
  - ・同居親が協力的で子の強い拒否がある場合、同居親との愛着形成（無条件の愛情、全幅の信頼関係）が進んでいないことが理由の可能性あり。
  - ・別居親が子の成長についていけないケースでは、親同士の連絡ノートが奏功。
  - ・子どもの成長に伴う交流方法の変更への対処。
- ・「**Having a voice, No choice**」～声を出そう。でも選ばなくていい～  
⇒子どもの意見表明権との関係。

## 九 DVへの対応

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、外出自粛が増加。  
⇒家庭内DVの増加や深刻化が懸念されている。

<DV（ドメスティックバイオレンス）>

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力  
身体的・精神的・性的  
恐怖感、無力感、経済的理由、子どもの安全などから逃げることができないケース  
PTSDや面前DVによる子どもへの影響もある。

参考：内閣府男女共同参画局

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html)

<対応策>

### ①安全な生活を確保する

- ・警察（緊急通報、相談、被害申告、ストーカー規制法に基づく警告等）

### ・配偶者暴力相談支援センター

相談や相談機関の紹介、カウンセリング  
緊急時の安全確保や一時保護  
自立して生活することを促進するための情報提供や援助  
居住保護施設利用についての情報提供や援助  
保護命令制度についての情報提供や援助

- ・民間シェルター（相談、一時保護、自立サポート）全国で122団体。所在地は非公開

- ・裁判所（接近禁止、電話等禁止、退去命令などの保護命令申立て）

## ②住民票、戸籍の附票の交付請求制限（DV支援措置）

- ・加害者からの閲覧や交付請求を制限
- ・第三者からの請求も厳格な審査。
- ・期間は1年。終了日の1か月前から延長可能。
- ・支援申出から決定までは仮措置を実施してもらえる。

## ③警察との連携を

- ・ためらわずに緊急時は110番。
- ・予め110番緊急通報登録システムの利用を。
- ・保護命令後の防犯体制の助言、巡回、同行などの対応。
- ・加害者からの捜索願対策としても事前に相談を。

## ④緊急保護の後の生活設計

- ・収入の問題（就労支援、就業訓練、生活保護など）
- ・住宅の問題（婦人保護施設、母子生活支援施設や公営住宅など）

## ⑤DV相談ナビ（内閣府男女共同参画局）

- ・相談先が分からない方に、全国共通の電話番号（0570-0-55210）から相談機関を案内
- ・発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送される仕組み

## ⑥DV相談+（内閣府男女共同参画局）

**資料14**

- ・コロナウィルスの影響によるDV増加や深刻化に対応するため、4/20から運用開始
- ・24時間電話相談
- ・SNSやメール相談
- ・同行支援、保護、緊急の宿泊提供など

## 【参考書籍】

- |                              |   |           |
|------------------------------|---|-----------|
| ☆ 『離婚調停・遺産分割調停の実務』           | 日司連   | 民事法研究会    |
| ☆ 『家事事件の申立書式と手続』             | 長山義彦など  | 新日本法規     |
| 『書式 家事事件の実務』                 | 二田伸一郎ほか   | 民事法研究会    |
| ☆ 『新 離婚をめぐる相談100問100答』       | 東京第一弁護士会  | ぎょうせい     |
| 『離婚調停』                       | 秋武憲一  | 日本加除出版    |
| 『離婚・離縁事件実務マニュアル』             | 東弁法友全期会ほか   | ぎょうせい     |
| 『事例に学ぶ離婚事件入門』                | 離婚事件研究会   | 民事法研究会    |
| 『慰謝料算定の実務』                   | 千葉県弁護士会   | ぎょうせい     |
| 『離婚事件処理マニュアル』                | 富永忠祐  | 新日本法規     |
| 『子の監護をめぐる法律実務』               | 富永忠祐  | 新日本法規     |
| 『夫婦関係調停条項作成マニュアル』            | 小磯治   | 民事法研究会    |
| 『離婚調停ガイドブック』                 | 梶村太市  | 日本加除出版    |
| 『判例にみる離婚原因の判断』               | 離婚事件実務研究会   | 新日本法規     |
| 『離婚給付算定事例集』                  |   | 新日本法規     |
| ☆ 『民事執行の実務 債権執行編（上）（下）』      |   |           |
| 東京地方裁判所民事執行センター実務研究会         |   | 金融財政事情研究会 |
| ☆ 『改正民事執行法における新たな運用と実務』      | 家庭の法と裁判研究会  | 日本加除出版    |
| 『書式 債権・その他財産権・動産等執行の実務』      |   |           |
|                              | 園部 厚  | 民事法研究会    |
| ☆ 『面会交流支援の方法と課題』             | 二宮周平  | 法律文化社     |
| ☆ 『Q&A 弁護士のための面会交流ハンドブック』    | 梶村太市など  | 学陽書房      |
| ☆ 『面会交流と養育費の実務と展望』           | 棚村政行  | 日本加除出版    |
| ☆ 『面会交流はこう交渉する』              | 小泉道子  | 民事法研究会    |
| 『裁判例からみた面会交流調停・審判の実務』        | 梶村太市  | 日本加除出版    |
| 『子ども中心の面会交流』                 | 梶村太市など  | 日本加除出版    |
| ☆ 『親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究報告書』 | 厚生労働省委託事業   |           |
| (公社) 家庭問題情報センター              |   |           |
|                              | <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000183795.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000183795.html</a> |           |